

次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見（第2回）（令和6年9月）

消費者委員会は、次期消費者基本計画（令和7年度～11年度）策定に向け、調査審議を行い、第1回意見（令和6年4月）に続き、第2回意見を取りまとめた。意見は、「第1」次期消費者基本計画において特に重要な基本的視点、「第2」消費者政策を推進するための消費者行政の在り方、「第3」第1回意見で十分に盛り込むことができなかった個別施策に関する事項としている。

第1 次期消費者基本計画において特に重要な基本的視点

1 全体について

○デジタル化、国際化、高齢化等の消費者を取り巻く現状・課題に対応した解決策の提示、目標とする到達点の具体化及び施策の工程管理の仕組みの構築。

2 次期消費者基本計画期間中に確実に実現すべき重要な施策

(1) 悪質事業者の市場からの排除と被害救済の実効性確保

○悪質事業者にはソフトローによる対応のみでは実効性を欠くことを踏まえた、ハードロー等あらゆる方策を用いた規律や仕組みの整備及び執行強化。

○違法収益のはく奪、被害救済について、実効性のある仕組みの整備。

(2) 悪質性、匿名性の高いインターネットやSNS上の表示・広告への対策

○消費者被害の入口となる不当な表示・広告について、インターネットの匿名性の悪用、相手方事業者が所在不明となる場合があること等を踏まえた、消費者への情報提供や規律の整備を含む実効性のある対策の実施。

(3) 決済制度の安全性・透明性の確保と消費者保護の一層の取組

○消費者被害を押しとどめる最後の砦となり得る決済制度について、消費者保護の観点から、安全な仕組みの検討。デジタル技術を活用した、決済制度の安全性の確保。

第2 消費者行政の在り方

1 国の体制整備等に関わる事項

○関係行政機関は、法規制等の悪質事業者を市場から排除する仕組みづくり、悪質事業者への法執行、事業者のコンプライアンスに対するインセンティブ付与等を着実に実施。

○消費者庁は、消費者行政の司令塔の役割を果たし、政策立案機能や調査機能の強化、法執行、消費者教育、広報・啓発等の実施能力を強化。

○消費者委員会は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みを最大限活用し、専門的観点からの積極的な調査審議、建議等を実施。

○消費者庁と消費者委員会は、それぞれ司令塔と監視役の役割を担い、消費者委員会の独立性を担保しつつ有機的に連携。

○新未来創造戦略本部の取組成果の活用。P I O - N E T情報の研究機関・大学等における活用促進に向けた仕組みの整備、E B P Mの推進。

2 地方消費者行政に関わる事項

○消費生活センターの実態把握と今後の役割の検討。消費者の相談先の確保・充実。地方消費者行政強化交付金を活用しやすいものにする等、地方公共団体の支援ニーズの把握と対応。

○消費生活相談員の確保のための対策と人口減少を踏まえた相談体制の在り方等の検討。

3 消費者行政の担い手に関わる事項

○消費者団体、事業者団体、研究機関等との官民連携の推進。デジタル活用を通じた幅広い世代の消費者が消費者行政に関与できる環境の整備。

○取引適正化や健全・公正な市場の実現に資する消費者団体訴訟制度の意義を踏まえた、適格消費者団体の担い手の確保と財政基盤の安定強化支援。事業者・事業者団体とのコミュニケーションの促進。

第3 個別施策に関する事項

1 クレジットカード不正利用防止の強化

○フィッシング対策、E M V 3 - Dセキュアの登録の推進、動的（ワンタイム）パスワード等への事業者の取組の実効性向上。

○P S P（決済代行業者等）に対する登録制導入や加盟店調査義務等の措置。

○クレジットカード・セキュリティ官民対策会議の活用による対策の実効性強化。

2 SNS型投資・ロマンス詐欺対策

○実態解明のための体制整備を通じた取締りの一層の強化。

○ネット上の偽・誤情報の流通リスクに対応するための対策技術の開発・実証の着実な推進、民間による技術活用の仕組みの検討。

○消費者が通報や相談を行うワンストップ的な窓口の整備。

○振り込め詐欺救済法、被害回復給付金支給制度等の被害者救済の仕組みの活用の周知。

3 自動運転における消費者保護

○事業者に重大事故等調査への協力を義務付け。職権行使の独立性が保障されている事故調査機関の設置。

○自動運転車による事故の責任・補償の在り方の検討と、当該情報の消費者への提供。

○技術や社会的ルールの理解促進による国民の不安や懸念の払拭、自動運転に対する社会的受容の醸成。

4 食品安全の確保(食品衛生基準行政の消費者庁への移管(2024.4))

○食品衛生基準行政の移管に伴う厚生労働省と消費者庁の連携強化。

○食品の基準と監視行政の両方に跨る対策（生食用食肉等）での役割分担の明確化。

○「既存添加物の品質を確保するための成分規格の設定」、「残留農薬のポジティブリスト化に伴う農薬の残留基準の見直し」、「食品容器包装のポジティブリスト化に伴う対策」等の進捗に関する情報発信。

5 高齢者等終身サポート事業

○「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の事業者、消費者への十分な周知、活用状況の検証。

○身寄りのない高齢者に対する公的支援に関するモデル事業実施後の課題整理と全国的な制度化に向けた検討。

6 消費者教育の取組

○理解度・課題解決力の向上等のアウトカムを重視した消費者教育の効果測定手法の検討。

○金融経済教育推進機構が行う事業の中立性・透明性の確保、認定アドバイザーの質の担保。